

貸付予定事業の事務の取り扱いについて

平成 2 2 年 4 月

財団法人地域総合整備財団

は じ め に

○本冊子について

本冊子は、地方公共団体（貸付団体）から地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の貸付決定を受けた事業に対する「貸付実行事務」及び「償還事務」の手続をまとめたもので、以下のような構成となっています。

1 事務手続きの流れ

手続きについて「だれが」「いつ」「なにを」行うのか概略をまとめたものです。

2 様式集

手続きで必要となる書類のうち、様式の定められているものを掲載しています。

金銭消費貸借契約証書については、財団で別途作成したものを貸付団体あてに送付いたしますので、これを使用してください。

金銭消費貸借契約証書以外のものについては、本冊子のものをコピーしていただくか、または、財団ホームページ（<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>）の様式集ページから、ダウンロードしてください。

3 記載例

上の様式について、記載例を掲載しています。

目 次

1 事務手続きの流れ

| | |
|-----------------|---|
| 事務手続きの流れ（概要） | 2 |
| 1. 事務委託契約の締結 | 3 |
| 2. 貸付の実行（資金交付） | 4 |
| 3. 貸付対象事業の完了の報告 | 6 |
| 4. 償還金の徴収事務 | 7 |
| 5. 毎決算期の報告 | 8 |
| 6. 変更事項の届出 | 8 |

2 様式集

| | |
|-----------------------------------|----|
| 様式(ア) 地域総合整備資金貸付事務委託契約証書 | 10 |
| 様式(イ) 地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について | 11 |
| 様式(ウ) 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書 | 12 |
| 様式(エ) 地域総合整備資金貸付金の振込口座の通知について | 13 |
| 様式(オ) 金銭消費貸借契約証書（両面） | 14 |
| 様式(カ) 保証書 | 16 |
| 様式(キ) 領収書 | 17 |
| 様式(ク) 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書 | 18 |
| 様式(ケ) 地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書 | 19 |
| 様式(コ) 変更届 | 20 |

3 記載例

| | |
|-----------------------------------|----|
| 様式(7) 地域総合整備資金貸付事務委託契約証書 | 22 |
| 様式(イ) 地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について | 23 |
| 様式(ウ) 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書 | 24 |
| 様式(エ) 地域総合整備資金貸付金の振込口座の通知について | 25 |
| 様式(オ) 金銭消費貸借契約証書(両面) | 26 |
| 様式(カ) 保証書 | 28 |
| 様式(キ) 領収書 | 29 |
| 様式(ク) 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書 | 30 |
| 様式(ケ) 地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書 | 31 |
| 様式(コ) 変更届 | 32 |

1 事務手続きの流れ

事務手続きの流れ（概要）

貸付団体からふるさと融資の貸付決定を受けた事業に対する「貸付実行事務」及び「償還事務」の手続きの流れは概ね以下のとおりである。

【貸付実行事務】

1. 事務委託契約の締結

・事務委託契約書類の作成、提出

・事務委託契約書類の確認、返送

2. 貸付の実行（資金交付）

(1) 貸付実行条件の充足確認

・貸付実行条件の充足確認

(2) 貸付実行書類の作成と提出

・貸付実行書類の作成、提出（貸付団体へ）

・貸付実行書類の作成、提出（財団へ）

・貸付実行書類の確認

(3) 貸付実行日の決定等

・協議のうえ、貸付実行日を最終決定

(4) 貸付実行、書類の授受等

・財団口座への貸付金の振込み
・（貸付実行終了後）金銭消費貸借契約証書等を受領
・金銭消費貸借契約証書、保証書、領収書等（写）を財団宛て提出

・借入人口座への貸付金の振込み

・借入金を受領後、金銭消費貸借契約証書（正本）、保証書、領収書を貸付団体に提出

3. 貸付対象事業の完了の報告

・完了報告書類の作成、提出（貸付団体へ）

・完了報告書類（写）の提出（財団へ）

【償還事務】

4. 償還金の徴収事務

・納入通知書等の送付（借入人へ）
・償還金振込み口座の確認等（貸付団体へ）

・償還金の財団宛て振込

・財団からの償還金の受領

5. 毎決算期の報告

・借入金残高状況報告書（ケ）の作成、及び決算書類提出（貸付団体へ）

6. 変更事項の届出

・変更事項がある場合→変更届の作成、提出（貸付団体へ）

・変更事項がある場合→変更届（写）の提出（財団へ）

1. 事務委託契約の締結

1 財団あて書類の作成及び送付（貸付団体⇒財団）

| 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 |
|-------------------------------|----|-------|------|
| ① 地域総合整備資金貸付事務委託契約証書 | 2 | 様式(7) | 貸付団体 |
| ② 地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について | 1 | 様式(4) | 貸付団体 |
| ③ 貸付団体の地域総合整備資金貸付要綱 | 1 | | 既作成分 |
| ④ 貸付決定通知書（写） | 1 | | 貸付団体 |

* 書類作成上の留意点

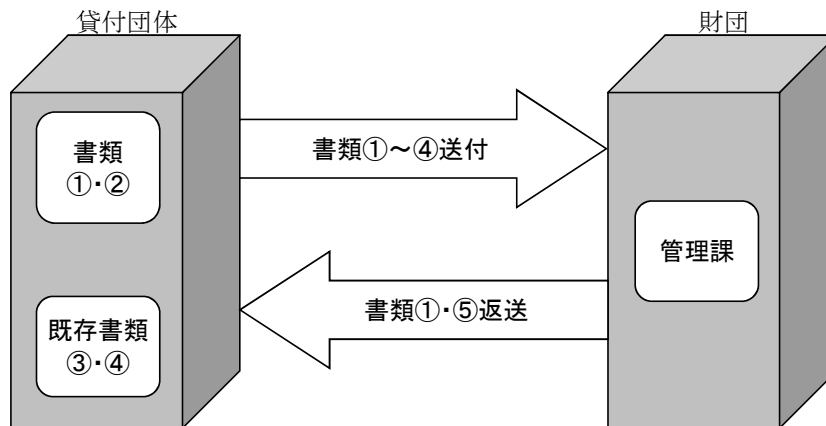
| 書類 | 留意点 |
|----|--|
| ① | 甲 欄：記名押印 日 付：空欄 |
| ② | 口座名：フリガナを付す。 会計管理者等の個人名は振込手続において必要不可欠な場合のみ記入する。 |
| ④ | 貸付団体において借入人に対して貸付決定通知書を交付していない場合は、貸付実行時に貸付実行書類を財団あてに送付する際に併せて送付する。 |

- ・ 書類①～④を作成のうえ、財団に送付する。
- ・ 書類②(様式(4))の「3 連絡先担当者名」を変更する場合は、その都度ご提出願います。

2 貸付団体あて書類返送（財団⇒貸付団体）

| 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 |
|--------------------------------|----|-------|-----|
| ① 地域総合整備資金貸付事務委託契約証書 | 1 | 様式(7) | 財団 |
| ⑤ 地域総合整備資金貸付金の振込を受ける口座名の通知について | 1 | | 財団 |

| 書類 | 留意点 |
|----|------------------------|
| ① | 財団にて目付記入、記名押印し1通を返送する。 |
| ⑤ | 書類①に同封して送付する。 |



2. 貸付の実行(資金交付)

1 貸付団体による貸付実行条件の充足確認

- 貸付団体は貸付実行にあたって、以下により、貸付実行の条件を充足しているか確認を行う。

| | 内容 | 確認書類 |
|------|--|-----------------------------------|
| 条件 1 | 「当該年度の貸付対象事業費に係る支払いが完了していること」 又は 「ふるさと融資の貸付実行と同日中に完了する予定であること」 | ・ 支払に係る領収書 ・ 請求書 ・ 契約書等 |
| (注) | 手形で支払をした場合は、手形の支払期日が支払日になる。 | |
| 条件 2 | 「当該年度の貸付対象事業費に係る民間金融機関等借入が完了していること」 又は 「ふるさと融資の貸付実行と同日中に完了する予定であること」 | ・ 契約証書 ・ 融資条件が確認できる直近の融資決定証明書等 |
| (注) | ふるさと融資の貸付実行日と民間金融機関等借入金の実行日が同一の場合には、その契約証書等を事後確認すること。 | |

2 貸付実行書類の作成(貸付団体、借入人)

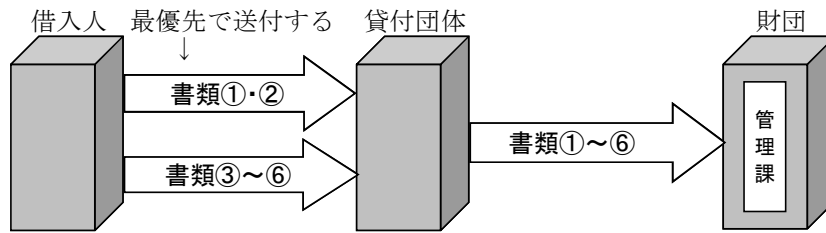
| 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 | 備考 |
|--|-----|-------|------|------------|
| ① 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書 | 1 | 様式(ウ) | 借入人 | 速やかに作成し、提出 |
| ② 地域総合整備資金貸付金の振込口座の通知について | 1 | 様式(エ) | 貸付団体 | |
| ③ 金銭消費貸借契約証書(案) | 1 | 様式(オ) | 貸付団体 | |
| ④ 保証書(案) | 1 | 様式(カ) | 借入人 | |
| ⑤ 領収書(案) | 1 | 様式(キ) | 借入人 | |
| ⑥ 印鑑証明書(借入人・保証人)、法人登記簿謄本(借入人)、資格証明書(保証人) | 各 1 | | 借入人 | |
| ⑦ 取締役会議事録(必要な場合のみ) | 1 | | 借入人 | |

* 書類作成上の留意点

| 書類 | 留意点 |
|-----|--|
| ① | ・ 交付希望日：貸付団体・借入人・保証人・財団と打合わせのうえ決定。 |
| ② | ・ 借入人から文書等により、貸付金振込口座の報告を受ける(聞き取り不可。)。 ・ 口座名にはフリガナを記入すること。 |
| ③ | ・ 当該証書は財団より送付したものを使用すること。 ・ 使途欄の1行目には、貸付決定通知書の発行日、文書番号を記入する。 ・ 収入印紙は貼付しない。日付は空欄とする。押印しない。 |
| ④ | ・ 印鑑証明書・資格証明書(貸付実行予定日より3ヶ月以内に取得したものを)を添付する。 ・ あて先は、貸付団体の長とする。 ・ 収入印紙は貼付しない。日付は空欄とする。押印しない。 |
| ⑤ | ・ 印鑑証明書、法人登記簿謄本(貸付実行予定日以前3ヶ月以内)を添付する。 ・ あて先は、財団法人地域総合整備財団理事長とする。 ・ 収入印紙は貼付しない。日付は空欄とする。押印しない。 |
| その他 | 各様式中、借入人及び保証人の住所、法人名、代表者名及び肩書きの記入にあたっては、法人登記簿謄本及び資格証明書記載のものと同一とすること。 |

3 貸付実行書類の送付

- ・貸付実行予定日の原則20日前までに前ページ[2. 貸付の実行(資金交付) 2 貸付実行書類]により作成した書類を財団に送付する。
- (注) 書類②は原本を送付、その他はFAXまたは電子メール可。
- ・書類の訂正等については、財団から適宜連絡を行う。



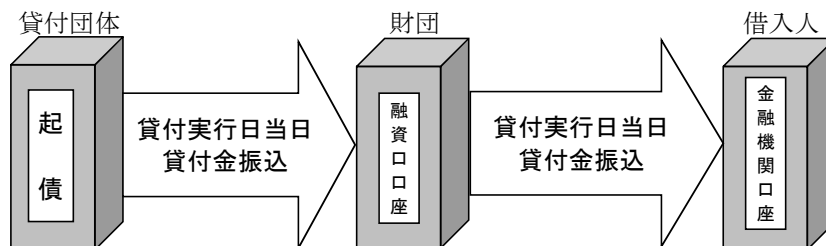
4 貸付実行日の決定

- ・貸付実行日を貸付団体、借入人、保証人、財団と協議のうえ、最終決定する。
- ・貸付実行日は、月末等金融機関繁忙日を極力避ける。
- ・決定後、以下の書類を正式作成する。

| 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 | 留意点 |
|-------------------|----|-------|---------------|----------------|
| ③ 金銭消費貸借契約証書 (正本) | 1 | 様式(オ) | 貸付団体 及び借入人 | 印紙貼付、 日付記入、 |
| ③ 金銭消費貸借契約証書 (副本) | 1 | 様式(オ) | | |
| ④ 保証書 | 1 | 様式(カ) | 保証人 | 押印は貸付 金の授受後 |
| ⑤ 領収書 | 1 | 様式(キ) | 借入人 | |

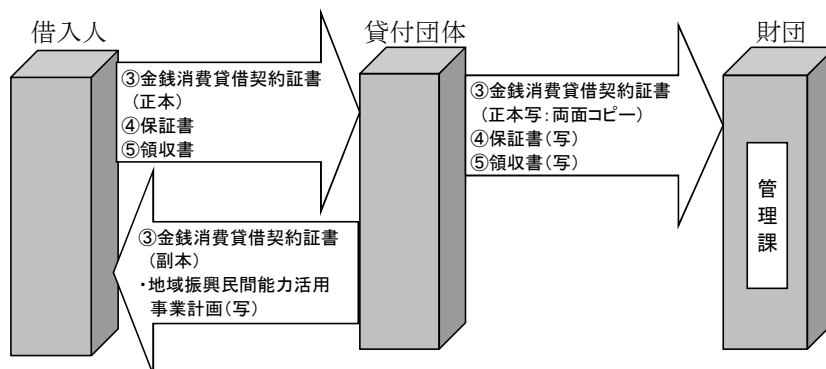
5 貸付実行

- ・貸付金は、貸付団体⇒財団⇒借入人の流れで借入人に交付する。
 - ・貸付団体から財団への振込みは、貸付実行日当日の電信扱い銀行振込みとする。
 - ・貸付団体は、振込処理が当日午前中に終了するよう取扱金融機関に依頼する。
 - ・貸付団体は、振込処理が終了した段階で、財団に連絡する。
- (注) 貸付実行日前の振込みは不可。
貸付実行日前に振込まれた場合は取消処理(組み戻し)が必要になる。



6 書類の受領等

- ・貸付団体は、借入人が貸付金を受領したことを確認後、書類③～⑤について印紙貼付、日付記入、押印等を確認し受領する。
- ・書類③(金銭消費貸借契約証書)の副本は、借入人に交付する。その際地域振興民間能力活用事業計画の写しを併せて交付すること。
- ・書類③～⑤の写しを財団に送付する。原本は貸付団体で保管する。



3. 貸付対象事業の完了の報告

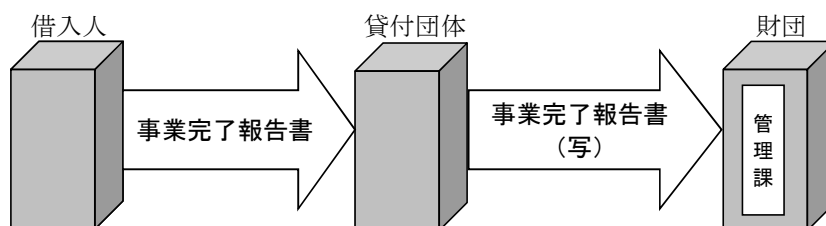
1 貸付団体あて報告（借入人⇒貸付団体）

| 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 |
|---------------------|----|-------|-----|
| 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書 | 1 | 様式(7) | 借入人 |

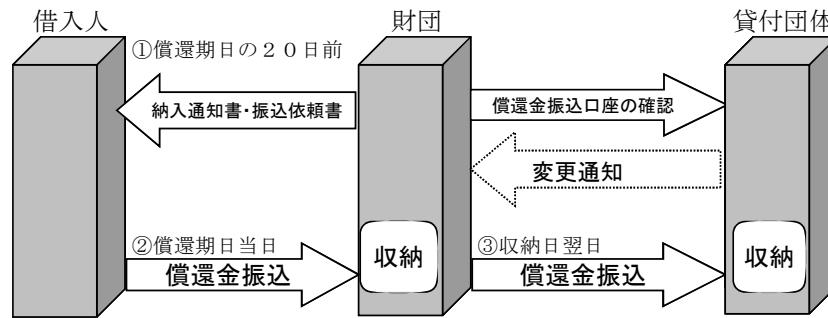
- ・ 貸付対象事業完了後、速やかに上記書類を貸付団体に提出する。
- ・ 写真は、対象施設の外観（2枚程度）、施設内部（6枚程度）、機械設備等（2枚程度）を設備投資の内容に応じて提出する。

2 財団あて報告（貸付団体⇒財団）

- ・ 書類（写）を財団（管理課）に送付する。
- ・ 貸付団体が市町村の場合でも、都道府県経由不要。



4. 償還金の徴収事務



① 償還期日の20日前

- 借入人あて納入通知書等の送付（財団⇒借入人）
 - ・財団より借入人に対し、償還期日の20日前までに以下の書類を送付する。⇒「納入通知書」、「振込依頼書」

- 貸付団体あて償還金振込口座の確認（財団⇒貸付団体）
 - ・財団より貸付団体に対して「地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の確認及び変更の連絡について」を送付する。

（償還金の振込を受ける貸付団体の口座について）

- | | | | |
|-------|----|---|---|
| 口座の変更 | あり | ⇒ | ①送付された上記書類を見え消しで訂正して財団（管理課）にFAXする。 ②「様式(1)地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について」を財団（管理課）に送付する。 |
| | なし | ⇒ | 財団あて報告不要 |

② 償還期日当日

- 償還金振込（借入人⇒財団）
 - ・償還期日当日に償還金を財団あてに振り込む（電信扱いの銀行振込）。（償還期日が休日または金融機関休業日に当たる場合は、それらの日の次の金融機関営業日に振り込む。）
 - （注）償還期日前の振込みは不可。償還期日前に振込まれた場合は原則として取消処理（組み戻し）が必要になる。

③ 収納日翌日

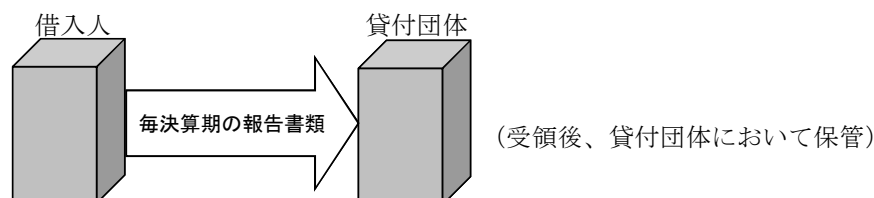
- 償還金振込（財団⇒貸付団体）
 - ・収納日翌日に償還金を貸付団体あてに振り込む。（収納日翌日が休日または金融機関休業日に当たる場合は、それらの日の次の金融機関営業日に振り込む。）

5. 毎決算期の報告

決算期ごとに以下の書類を提出する。

貸付団体あて報告（借入人⇒貸付団体） ※貸付団体から財団への提出は不要。

| | 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 |
|---|-----------------------------|----|-------|-----|
| ① | 地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書 | 1 | 様式(ケ) | 借入人 |
| ② | その他（決算書等） | 一式 | | 借入人 |



6. 変更事項の届出

借入人に次に掲げる項目に変更があった場合は変更届に必要な書類を添付して届け出る。

| 変更事項 | 必要書類 |
|-----------|---------------------------|
| ① 住所変更 | 法人登記簿謄本等（連絡先変更の場合には謄本は不要） |
| ② 法人名変更 | 印鑑証明書、法人登記簿謄本 |
| ③ 代表者変更 | 印鑑証明書、法人登記簿謄本 |
| ④ 改印 | 印鑑証明書 |
| ⑤ 資本金等の増減 | 法人登記簿謄本 |

(注) 印鑑証明書、法人登記簿謄本は変更届日以前3ヶ月以内のもの。

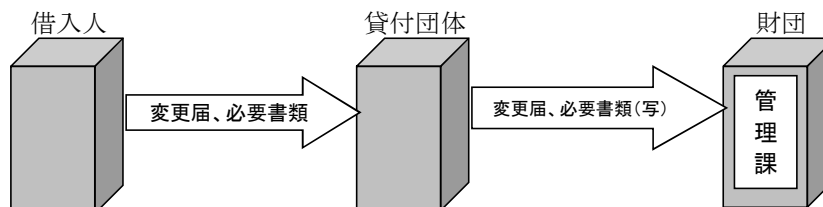
1 貸付団体あて届出（借入人⇒貸付団体）

| | 書類 | 通数 | 様式 | 作成者 |
|---|------------------------|----|-------|-----|
| ① | 変更届 | 1 | 様式(コ) | 借入人 |
| ② | その他（変更事項に応じ、法人登記簿謄本など） | 一式 | | 借入人 |

(注) 変更届の代表者の印鑑は、法人実印を押すこと。

2 財団あて報告（貸付団体⇒財団）

- ・書類①、②の写しを財団（管理課）に提出する。
- ・貸付団体が市町村の場合でも、都道府県経由不要。



2 様式集

様式(7)

地域総合整備資金貸付事務委託契約証書

(以下「甲」という。)は、 地域総合整備資金貸付要綱(平成 年 月 日付)に基づき、地域総合整備資金の平成 年度の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団法人地域総合整備財団(以下「乙」という。)に委託するに際し、乙との間に次の委託契約を締結する。

第1章 委託事務の範囲 (事務の委託)

第1条 甲は、乙に対し、次条以下に定める地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務及びこれらの事務に付随する事務を委託する。

第2章 委託事務の処理 (貸付決定通知書の写しの送付)

第2条 甲は、貸付決定通知書の交付を行った場合には、乙に対し、当該通知書の写しを送付する。

(契約証書及び保証書の写しの送付)

第3条 甲は、乙に対し、地域総合整備資金の貸付けを受ける者(以下「借入人」という。)との間に締結した地域総合整備資金の貸付けに係る契約証書及び保証人から徴した保証書の写しを送付する。

(貸付金の交付)

第4条 乙は、甲に対し、あらかじめ、地域総合整備資金貸付金(以下「貸付金」という。)の振込みを受け、この金融機関の口座を通知する。

2 甲は、貸付金を一括して前項の口座に振り込むとともに、借入人の金融機関の口座を乙に通知する。

3 乙は、甲から振り込まれた貸付金を前項の借入人の口座に振り込む。

(領収書の提出)

第5条 乙は、貸付金の交付に当たっては、借入人から領収書を受領し、甲に提出する。この場合において、乙は、当該領収書の写しを保有する。

(償還金の徴収)

第6条 乙は、借入人に対し、償還期日の20日前までに、納入通知書を送付する。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ、乙が収納した償還金の振込みを受け、甲の金融機関を通知する。

3 乙は、借入人から償還金を収納するとともに、前項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(繰上償還)

第7条 甲は、借入人に繰上償還させることを決定した場合には、当該借入人に繰上償還決定通知書及び納入通知書を送付する。この場合において、甲は、当該文書の送達を乙に行わせることができる。

2 甲は、前項後段に規定する場合を除き、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、借入人から繰上償還金を収納するとともに、前条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても繰上償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(遅延利息)

第8条 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金又は繰上償還金を納入しないときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額又は繰上償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額を、遅延利息に相当する額として借入人から収納するとともに、第6条第2項の金融機関に払い込む。(督促)

第9条 甲は、借入人に対し督促を行った場合は、速やかにその旨を乙に通知する。

2 甲は、借入人に対し督促を行う場合には、督促状の送達を乙に行わせることができる。

(保証人に対する請求)

第10条 甲は、保証人に対し保証債務の履行を請求することを決定した場合には、当該保証人に保証債務履行請求決定通知書及び納入通知書を送付する。この場合において、甲は、当該文書の送達を乙に行わせることができる。

2 甲は、前項後段に規定する場合を除き、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、保証人から償還金又は繰上償還金及び遅延利息(以下「償還金等」という。)を収納するとともに、

第6条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、保証人が納入通知書に記載する保証履行期日を過ぎても償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

5 前条の規定は、保証人に対する督促についてこれを準用する。この場合において、「借入人」とあるのは「保証人」と読み替える。

(債権の管理及び保全)

第11条 甲は、乙の同意を得て、乙に貸付金に係る債権の管理及び保全のため必要な措置を講じさせることができる。

2 乙は、貸付金の繰上償還又は保証人の追加若しくは交替を借入人に要求すべきものと認めるとき、その他債権の保全上必要な事項があると認めるときは、その旨を甲に申し出ることができる。

(貸付台帳の整理)

第12条 乙は、借入人ごとの貸付契約日、貸付金額、資金の用途、償還期日、据置期間、貸付期間、1回当たりの償還金額、償還済金額、貸付金残高、連帯保証人の名称等を明らかにする貸付台帳を整理・保管する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の貸付台帳の閲覧を請求することができる。

第3章 雑 則

(報告の徴求及び検査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、この契約に基づき委託事務の処理について報告を求め、検査をすることができる。

(連絡)

第14条 甲及び乙は、この契約に基づく事務の処理に当たっては、相互に緊密な連絡を行う。

(経費負担)

第15条 乙がこの契約に基づき委託事務を処理するために支弁した経費は、乙の負担とする。

(その他)

第16条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めない事態が発生した場合の措置については、その都度、「地域総合整備資金貸付要綱及び地域振興民間能力活用事業計画について」(平成2年3月31日付け自治地第87号自治省財政局地方債課長通知)を基準として、甲及び乙の協議により決定する。

上記契約の証として本契約2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保持する。

平成 年 月 日 甲

乙 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
財団法人 地域総合整備財団
理事長

様式(イ)

平成 年 月 日

財団法人地域総合整備財団
総務部長様

(地方公共団体名)

(担当課長名) 印

地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について

標記については、地域総合整備資金貸付事務委託契約第6条第2項に基づき、下記のとおり通知いたします。

なお、1の「振込を受ける口座」を変更するときは、財団あてに直ちに連絡のうえ、通知いたします。

記

1 振込を受ける口座

(1) 金融機関名(支店名) _____ ()

(2) 預金種類(番号に○) 1. 普通 2. 当座 3. 別段 4. その他 ()

(3) 口座番号(右詰め)

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

フリガナ

(4) 口座名 _____

2 地方公共団体名 _____ 都道府県 _____ 市町村 _____

3 同上連絡先(担当部課名) _____

(担当者名) _____

〒

(住所) _____

(TEL) () _____

(FAX) () _____

(注) 1. 口座名のうち会計管理者等の個人名については、振込手続きに際して必要不可欠の場合のみ、記入してください(個人名を記入した場合は、当該役職の交代があった都度、本文書による口座名通知を財団あてに提出していただくことになります。)

2. 償還にあたり貴団体の手続上、必要とされる書類などがありましたら、各償還時毎に事務処理方法などを明記のうえ、お送りください。

様式(工)

平成 年 月 日 号

財団法人地域総合整備財団
総務部長様

貸付団体名
担当課長名 印

地域総合整備資金貸付金の振込口座の通知について

標記について、地域総合整備資金貸付事務委託契約第4条第2項の規定に基づき、
(事業者名) _____ が行う(事業名) _____ に
ついて、下記のとおり通知します。

記

金融機関名 _____

預金種類 _____

口座番号 _____

(フリガナ)
口座名 _____

金銭消費貸借契約証書

(本)

正本
印紙

(以下「甲」という。)は、

(以下「乙」という。)に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲はその正本を乙はその副本をそれぞれ保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



(実印)

要 項

| | |
|---------|---|
| 金額 | 円 |
| 使 途 | 平成 年 月 日付け 地域総合整備資金貸付決定通知書記載の 事業 (以下「貸付対象事業」という。) |
| 最終償還期日 | 平成 年 月 日 |
| 償 還 方 法 | 平成 年 月 日 を第1回とし、以降毎年 月 日 及び 月 日に各金 円を分割弁済 のうえ、最終償還期日に残額完済のこと。 |
| 利 率 | 無利子 |
| 特 記 事 項 | |

一 一般約款

三 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四 乙が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五 乙が支払いを停止したとき又は乙に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

六 乙が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

七 乙が借入金の償還を怠ったとき。

八 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

九 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

十 乙が解散したとき。

十一 保証人が第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める事由のほかに甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

十二 前各号のほか甲に甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

3 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができ、(遅延利息)

第7条 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14%の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

第8条 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又はこの甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

(調査及び報告)

第9条 甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届けた事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届ける。

3 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

第10条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

(費用の負担)

第11条 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2 甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14%の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付けに係る事務の委託)

第12条 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団法人地域総合整備財団に委託する。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上

(資金の使用)

第1条 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。

2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その用途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(資金の交付)

第2条 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

(債務の弁済)

第3条 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

(償還期日が休日等の場合の特例)

第4条 この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たるとした場合、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

第5条 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人(以下「保証人」という。)を立てる。

2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きをとる。

(繰上償還)

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

様式(カ)

印紙

200円

平成 年 月 日

保証書

様

住所

法人名

代表者名

印
(実印)

は、債務者 が
平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づき、より下記
借入条件をもって借り受け負担する元本 金 円及び
これに付帯する一切の債務を債務者と連帯し、債務者との保証委託契約の効力
にかかわらず保証いたします。

借入条件

- 借入金額 金 円
- 最終償還期日 平成 年 月 日
- 償還方法 平成 年 月 日を第1回とし、以降
毎年 月 日及び 月 日に各
金 円を分割弁済のうえ、
最終償還期日に残額完済のこと。
- 遅延利息 年利14%

様式(キ)



領収書

平成 年 月 日

財団法人地域総合整備財団
理事長 様

住所

法人名

代表者名

印
(実印)

下記の金額正に領収いたしました。

| | | |
|----|---|---|
| 金額 | 金 | 円 |
|----|---|---|

ただし、平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金

平成 年 月 日

知 事 様
市町村長

住 所
法 人 名
代表者名

印 (実印)

地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（ 事業）が完了いたしましたので
以下のとおり報告いたします。

1. 新規雇用者増加数

| | 事業完了時期 | 営業開始時期 | 新規雇用者増加数 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 当初予定 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| 実 績 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| 備考 (差異が生じた理由) | | | |

- (注) 1 「当初予定」は、申請時の事業計画書に基づき記入して下さい。
2 「備考」欄は、「当初予定」と「実績」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。
3 用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われていること。

2. 事業完了後の施設状況

別添写真参照のこと

知 事 様
市町村長

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名

印 (実印)

地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（事業）に係る民間金融機関等からの借入金の残高状況について報告いたします。

| 資金区分 | 合計残 | 平成 年 | | | 備考 |
|------------|-----|------------|------------|------------|----|
| | | 平成 年度貸付分残高 | 平成 年度貸付分残高 | 平成 年度貸付分残高 | |
| 地域総合整備資金 | | | | | |
| 民間金融機関等借入金 | | | | | |
| 対象借入総額 | | | | | |

(注) 1 決算時点における地域総合整備資金貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金について記入して下さい。

事業途中の案件についても報告が必要です。その際には借入済の年度分の実績残高のみ記入して下さい。

2 同一事業に対し、地域総合整備資金が複数年度に渡って貸し付けられている場合は、各年度貸付分の残高をそれぞれ記入し、合計して下さい。

様式(コ)

<借入人に係る変更用>

平成 年 月 日

変 更 届

知 事
市町村長 様

住所
法人名
代表者名

印
(実印)

平成 年 月 日付け で、 地域総合整備資金の (貸付決定・貸付け) を受けたところですが、下記事項を変更しましたので、届け出ます。

記

| 項 目 | 変更前 (旧) | 変更後 (新) |
|-------|--------------|----------|
| 1 | 〒 TEL | 〒 TEL |
| | 〒 TEL | 〒 TEL |
| 2 | 法人名・代表者名 | 法人名・代表者名 |
| 3 | 代表者変更 | |
| 4 | 改 印 旧印 | 新印 |
| 5 | 資本金等の 増 減 | |
| 変更年月日 | | |
| 変更理由 | | |

(注) 必要な添付書類

1. 住所変更：法人登記簿謄本 (連絡先変更を除く。)
2. 法人名変更：印鑑証明書・法人登記簿謄本
3. 代表者変更：印鑑証明書・法人登記簿謄本
4. 改印：印鑑証明書
5. 資本金等：法人登記簿謄本

※ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書は、本文書作成日前3ヶ月以内に発行されたもの。

3 記載例

様式(7)

地域総合整備資金貸付事務委託契約証書

ふるさと市 (以下「甲」という。)は、ふるさと市 地域総合整備資金貸付要綱(平成 22年 4月 日 告示第〇号)に基づき、地域総合整備資金の平成 22年度の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団法人地域総合整備財団(以下「乙」という。)に委託するに際し、乙との間に次の委託契約を締結する。

第1章 委託事務の範囲 (事務の委託)

第1条 甲は、乙に対し、次条以下に定める地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務及びこれらの事務に付随する事務を委託する。

第2章 委託事務の処理 (貸付決定通知書の写しの送付)

第2条 甲は、貸付決定通知書の交付を行った場合には、乙に対し、当該通知書の写しを送付する。

(契約証書及び保証書の写しの送付)

第3条 甲は、乙に対し、地域総合整備資金の貸付けを受ける者(以下「借入人」という。)との間に締結した地域総合整備資金の貸付けに係る契約証書及び保証人から徴した保証書の写しを送付する。

(貸付金の交付)

第4条 乙は、甲に対し、あらかじめ、地域総合整備資金貸付金(以下「貸付金」という。)の振込みを受け、この金融機関の口座を通知する。

2 甲は、貸付金を一括して前項の口座に振り込むとともに、借入人の金融機関の口座を乙に通知する。

3 乙は、甲から振り込まれた貸付金を前項の借入人の口座に振り込む。

(領収書の提出)

第5条 乙は、貸付金の交付に当たっては、借入人から領収書を受領し、甲に提出する。この場合において、乙は、当該領収書の写しを保有する。

(償還金の徴収)

第6条 乙は、借入人に対し、償還期日の20日前までに、納入通知書を送付する。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ、乙が収納した償還金の振込みを受け、甲の金融機関を通知する。

3 乙は、借入人から償還金を収納するとともに、前項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(繰上償還)

第7条 甲は、借入人が繰上償還させることを決定した場合には、当該借入人に繰上償還決定通知書及び納入通知書を送付する。この場合において、甲は、当該文書の送達を乙に行わせることができる。

2 甲は、前項後段に規定する場合を除き、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、借入人から繰上償還金を収納するとともに、前条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても繰上償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(遅延利息)

第8条 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金又は繰上償還金を納入しないときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額又は繰上償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額を、遅延利息に相当する額として借入人から収納するとともに、第6条第2項の金融機関に払い込む。(督促)

第9条 甲は、借入人に対し督促を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

2 甲は、借入人に対し督促を行う場合には、督促状の送達を乙に行わせることができる。

(保証人に対する請求)

第10条 甲は、保証人に対し保証債務の履行を請求することを決定した場合には、当該保証人に保証債務履行請求決定通知書及び納入通知書を送付する。この場合において、甲は、当該文書の送達を乙に行わせることができる。

2 甲は、前項後段に規定する場合を除き、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、保証人から償還金又は繰上償還金及び遅延利息(以下「償還金等」という。)を収納するとともに、

第6条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、保証人が納入通知書に記載する保証履行期日を過ぎても償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

5 前条の規定は、保証人に対する督促についてこれを準用する。この場合において、「借入人」とあるのは「保証人」と読み替える。

(債権の管理及び保全)

第11条 甲は、乙の同意を得て、乙に貸付金に係る債権の管理及び保全のため必要な措置を講じさせることができる。

2 乙は、貸付金の繰上償還又は保証人の追加若しくは交替を借入人に要求すべきものと認めるとき、その他債権の保全上必要な事項があると認めるときは、その旨を甲に申し出ることができる。

(貸付台帳の整理)

第12条 乙は、借入人ごとの貸付契約日、貸付金額、資金の用途、償還期日、据置期間、貸付期間、1回当たりの償還金額、償還済金額、貸付金残高、連帯保証人の名称等を明らかにする貸付台帳を整理・保管する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の貸付台帳の閲覧を請求することができる。

第3章 雑則

(報告の徴求及び検査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、この契約に基づき委託事務の処理について報告を求め、検査をすることができる。

(連絡)

第14条 甲及び乙は、この契約に基づく事務の処理に当たっては、相互に緊密な連絡を行う。

(経費負担)

第15条 乙がこの契約に基づき委託事務を処理するために支弁した経費は、乙の負担とする。

(その他)

第16条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めない事態が発生した場合の措置については、その都度、「地域総合整備資金貸付要綱及び地域振興民間能力活用事業計画について」(平成22年3月

31日付け自治地第87号自治省財政局地方債課長通知)を基準として、甲及び乙の協議により決定する。

上記契約の証として本契約2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 空欄のまま

甲 ふるさと県ふるさと市〇丁目〇番〇号

ふるさと市

市長 故郷太郎

押印

乙 東京都千代田区平河町2丁目5番6号

財団法人 地域総合整備財団

理事長

押印

様式(イ)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財団法人地域総合整備財団
総務部長様

(地方公共団体名) ふるさと県ふるさと市

(担当課長名) ●●課長 故郷 次郎 印

地域総合整備資金償還金の振込を受ける口座の通知について

標記については、地域総合整備資金貸付事務委託契約第6条第2項に基づき、下記のとおり通知いたします。

なお、1の「振込を受ける口座」を変更するときは、財団あてに直ちに連絡のうえ、通知いたします。

記

1 振込を受ける口座

(1) 金融機関名(支店名) 故郷銀行 (故郷支店)

(2) 預金種類(番号に○) ①. 普通 2. 当座 3. 別段 4. その他 ()

(3) 口座番号(右詰め)

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
|---|---|---|---|---|---|---|

フリガナ

(4) 口座名

フルサトケン フルサトシ
ふるさと県ふるさと市

2 地方公共団体名

ふるさと 都道府県() ふるさと (市)町村

3 同上連絡先(担当部課名)

総務部総務課

(担当者名)

総務 三郎

(住所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

ふるさと県ふるさと市〇丁目〇番〇号

(TEL)

(◆◆◆) ◆◆◆ - ◆◆◆◆

(FAX)

(◆◆◆) ◆◆◆ - ◇◇◇◇

(注) 1. 口座名のうち会計管理者等の個人名については、振込手続きに際して必要不可欠の場合のみ、記入してください(個人名を記入した場合は、当該役職の交代があった都度、本文書による口座名通知を財団あてに提出していただくことになります。)

2. 償還にあたり貴団体の手続上、必要とされる書類などがありましたら、各償還時毎に事務処理方法などを明記のうえ、お送りください。

知事 市町村長
ふるさと 市町村長

様

(報告日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 ふるさと県ふるさと市本町1-2-3

法人名 株式会社ふるさと菓子舗

代表者名 代表取締役 山田一郎

印

地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書

平成22年度地域総合整備資金貸付金の交付を受けた、貸付対象事業（**観光和菓子工場建設**）事業）の状況について報告いたします。
なお、交付希望日は（平成 23年 3月 25日）です。

| 費用区分 | 当初予定額 | 実績見込額 | 最終支払(予定)日 | 備考 | 資金区分 | 当初予定額 | 実績見込額 | 最終借入 (予定)日 |
|-----------|-------|-------|-----------|----|------------|-------|-------|---------------|
| 用地取得費 | 200 | 200 | H22.8.25 | | 地域総合整備資金 G | 100 | 100 | H23.3.25 |
| 事務所棟建設費 | 50 | 50 | H23.1.14 | | S機構 | 200 | 200 | H23.1.31 |
| 工場棟建設費 | 100 | 100 | H23.1.14 | | A銀行 | 100 | 100 | H22.8.25 |
| 電気・空調等設備費 | 50 | 50 | H23.1.31 | | B銀行 | 50 | 50 | H22.8.25 |
| 機械設備費 | 100 | 100 | H23.1.31 | | C.信託銀行 | 50 | 50 | H22.8.25 |
| 設計費 | 50 | 50 | H22.8.25 | | | | | |
| 貸付対象事業費 | | | | | | | | |
| | | | | | 民間金融機関等借入金 | | | |
| | | | | | 対象借入総額 | | | |
| | | | | | 計 | 400 | 400 | |
| | | | | | 計 | 500 | 500 | |
| | | | | | 借入金計 | | | |
| | | | | | 自己資金 | 50 | 50 | |
| | | | | | その他() | | | |
| | | | | | 計 | 50 | 50 | |
| | | | | | 合計 | 550 | 550 | |
| | | | | | 融資比率(%) | 20.00 | 20.00 | G/T×100 |

(注) 1 地域総合整備資金貸付金の交付時には、次の①及び②の条件を満たしていることが必要となります。この条件を満たすよう交付希望日を記入して下さい。

① 当該年度貸付対象事業費に係る支払いが予定通り完了しているか、または、ふるさと融資の資金交付と同日までに予定通り全額完了するものであること。

② 当該年度の貸付対象事業費に係る民間金融機関等借入金が予定通り全額完了しているか、または、ふるさと融資の資金交付と同日までに予定通り全額完了するものであること。

2 「当初予定額」欄は、申請時の様式例4「設備投資等及び資金調達計画書」にしたがって記入して下さい。

3 「備考」欄は、「当初予定額」と「実績見込額」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。

4 融資比率は小数点以下第2位まで記入して下さい（小数点第3位を切り上げ）。

様式(工)

ふるさと企第◇◇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

財団法人地域総合整備財団
総務部長様

ふるさと県ふるさと市
財政課長 印

地域総合整備資金貸付金の振込口座の通知について

標記について、地域総合整備資金貸付事務委託契約第4条第2項の規定に基づき、
(事業者名) 株式会社ふるさと菓子舗が行う(事業名) 観光和菓子工場建設事業
について、下記のとおり通知します。

記

金融機関名 株式会社ふるさと銀行ふるさと支店
預金種類 普通預金
口座番号 2000002
(フリガナ) カブシキガイシャフルサトカシホ
口座名 株式会社ふるさと菓子舗

様式(ホ)

金銭消費貸借契約証書

(本)

正本
印紙

要 項

| | |
|---------|---|
| 金額 | 金 100,000,000 円 |
| 使 途 | 平成〇年〇月〇日付けふるさと企業番号 地域総合整備資金貸付決定通知書記載の 観光和菓子工場建設 事業 (以下「貸付対象事業」という。) |
| 最終償還期日 | 平成36年10月 5日 |
| 償 還 方 法 | 平成23年10月5日を第1回とし、以降毎年4月5日 及10月5日に各金3,703,000円を分割返済の うえ、最終償還期日に残額完済のこと。 |
| 利 率 | 無利子 |
| 特 記 事 項 | |

ふるさと市（以下「甲」という。）は、株式会社ふるさと菓子舗（以下「乙」という。）に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲はその正本を乙はその副本をそれぞれ保有する。

平成 〇年 〇月 〇日

甲 ふるさと県ふるさと市〇丁目〇番〇号

ふるさと市

市長 故郷太郎 (印)

乙 ふるさと県ふるさと市△丁目△番△号

株式会社ふるさと菓子舗

代表取締役 観光一郎 (印)

(実印)

一 一般約款

三 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四 乙が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五 乙が支払いを停止したとき又は乙に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

六 乙が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

七 乙が借入金の償還を怠ったとき。

八 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

九 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

十 乙が解散したとき。

十一 保証人が第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める事由のほかに甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

十二 前各号のほか甲に甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

3 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができる。

(遅延利息)

第7条 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14%の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

第8条 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又はこの甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

(調査及び報告)

第9条 甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届けた事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届ける。

3 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

第10条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公正証書に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある(費用の負担)

第11条 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2 甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14%の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付けに係る事務の委託)

第12条 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団法人地域総合整備財団に委託する。

第13条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上

(資金の使用)

第1条 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。

2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その用途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(資金の交付)

第2条 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

(債務の弁済)

第3条 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

(償還期日が休日等の場合の特例)

第4条 この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たるとした場合、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

第5条 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人(以下「保証人」という。)を立てる。

2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きをとる。

(繰上償還)

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

様式(カ)

印紙

200円

平成〇〇年〇〇月〇〇日

保証書

ふるさと市長 故郷太郎 様

住所 ふるさと県ふるさと市〇丁目〇番〇号

法人名 株式会社 故郷銀行

代表者名 代表取締役 銀行三郎 印
(実印)

株式会社 故郷銀行 は、債務者株式会社ふるさと菓子舗 が平成〇〇年〇〇月〇〇日付け金銭消費貸借契約に基づき、ふるさと市より下記借入条件をもって借り受け負担する元本 金 100,000,000円及びこれに付帯する一切の債務を債務者と連帯し、債務者との保証委託契約の効力にかかわらず保証いたします。

借入条件

- 借入金額 金 100,000,000 円
- 最終償還期日 平成36年10月 5日
- 償還方法 平成23年10月 5日を第1回とし、以降毎年 4月 5日及び 10月 5日に各金 3,703,000 円を分割弁済のうえ、最終償還期日に残額完済のこと。
- 遅延利息 年利14%

様式(キ)

印紙

200円

領収書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財団法人地域総合整備財団

理事長 嶋津 昭 様

住所 ふるさと県ふるさと市△丁目△番△号

法人名 株式会社ふるさと菓子舗

代表者名 代表取締役 観光一郎 印(実印)

下記の金額正に領収いたしました。

| | | | |
|----|---|-------------|---|
| 金額 | 金 | 100,000,000 | 円 |
|----|---|-------------|---|

ただし、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金

平成 ○○年 ○○月 ○○日

知——事 様
ふるさと 市町村長

住 所 ふるさと県ふるさと市本町1-2-3
法 人 名 株式会社ふるさと菓子舗
代表者名 代表取締役 山田一郎 (印) (実印)

地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（観光和菓子工場建設 事業）が完了いたしましたので以下のとおり報告いたします。

1. 新規雇用者増加数

| | 事業完了時期 | 営業開始時期 | 新規雇用者増加数 |
|------------------|----------------------|-------------|--------------------------|
| 当初予定 | 平成22年10月10日 | 平成22年12月10日 | 35 |
| 実績 | 平成23年1月31日 | 平成23年2月28日 | 25 |
| 備考 (差異が生じた理由) | 天候不順により、工事に遅れが生じたため。 | 左の理由による。 | 本格的な営業開始時までに残りの10名を採用予定。 |

- (注) 1 「当初予定」は、申請時の事業計画書に基づき記入して下さい。
2 「備考」欄は、「当初予定」と「実績」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。
3 用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われていること。

2. 事業完了後の施設状況

別添写真参照のこと

知事様

ふるさと 市野村長

住所 ふるさと県ふるさと市本町1-2-3

法人名 株式会社ふるさと菓子舗

代表者名 代表取締役 山田一郎 (印)実印)

地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書

地域総合整備資金貸付対象事業 (事業) に係る民間金融機関等からの借入金の残高状況について報告いたします。

(平成22年3月決算時点、単位：千円)

| 資金区分 | 合計残 | 平成20年度貸付分残高 | | 平成21年度貸付分残高 | | 平成22年度貸付分残高 | | 備考 |
|------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|----|
| | | 平成 | 年度貸付分残高 | 平成 | 年度貸付分残高 | 平成 | 年度貸付分残高 | |
| 地域総合整備資金 | 180,000 | | 100,000 | | 80,000 | | | |
| 民間金融機関等借入金 | 720,000 | | 400,000 | | 320,000 | | | |
| 対象借入総額 | 900,000 | | 500,000 | | 400,000 | | | |

(注) 1 決算時点における地域総合整備資金貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金について記入して下さい。

事業途中の案件についても報告が必要です。その際には借入済の年度分の実績残高のみ記入して下さい。

2 同一事業に対し、地域総合整備資金が複数年度に渡って貸し付けられている場合は、各年度貸付分の残高をそれぞれ記入し、合計して下さい。

様式(コ)

<借入人に係る変更用>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

変 更 届

知事様
ふるさと市町村長

住所 ふるさと県ふるさと市△丁目△番△号
法人名 株式会社ふるさと菓子舗
代表者名 代表取締役 観光 一郎

印
(実印)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 金銭消費貸借契約 で、ふるさと市地域総合整備資金の(貸付決定・貸付け)を受けたところですが、下記事項を変更しましたので、届け出ます。

記

| 項 目 | 変更前(旧) | 変更後(新) |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 住所変更 (登記上) | 〒〇〇〇—〇〇〇〇 ふるさと県ふるさと市△丁目△番△号 | 〒〇〇〇—〇〇〇〇 ふるさと県ふるさと市☆丁目☆番☆号 |
| | Tel 〒 | Tel 〒 |
| (連絡先) | Tel | Tel |
| 2 法人名変更 | 法人名・代表者名 | 法人名・代表者名 |
| 3 代表者変更 | | |
| 4 改 印 | 旧印 | 新印 |
| 5 資本金等の 増 減 | | |
| 変更年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 変更理由 | | |

(注) 必要な添付書類

1. 住所変更：法人登記簿謄本（連絡先変更を除く。）
2. 法人名変更：印鑑証明書・法人登記簿謄本
3. 代表者変更：印鑑証明書・法人登記簿謄本
4. 改印：印鑑証明書
5. 資本金等：法人登記簿謄本

※ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書は、本文書作成日前3ヶ月以内に発行されたもの。

お問い合わせ先

財団法人地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 新平河町ビル

TEL: 03-3263-5731 FAX: 03-3263-5732

URL: <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

e-mail: furusato@furusato-zaidan.or.jp